

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

子育て世帯への臨時特別給付金を現金 10 万円で支給します

広報「さんようおのだ」12月15日号3ページでお知らせした「申請が不要な人」には、児童一人当たり10万円を12月23日に現金で支給しました。「申請が必要な人」については、1月下旬に郵送する申請書で手続きいただいた後、2月以降順次一括で10万円を支給します。



子育て支援課 (☎ 82-1175) 【給付金】

山陽小野田市飲食料店及び飲食店関連事業者等支援給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症拡大のため、事業収入が減少した飲食店、飲食店関連事業者およびタクシー事業者に対し、事業継続を支援するための給付を行っています。お早めに申請してください。詳しくは市ホームページをご覧ください。商工労働課 (☎ 82-1150)



【給付金】

【支給額】1事業者当たり20万円 **【申請期限】令和4年1月31日**

新型コロナワクチン接種証明書の発行について

12月20日から、スマートフォン上の専用アプリによる二次元コード付き接種証明書(電子版)の発行を開始しました。なお、国内では、電子版証明書がなくても接種券の右にある「予防接種済証」(接種記録書を含む)で、接種の事実を証明することができます。 ※証明書の取得は義務ではありません。

電子版証明書の発行操作支援および紙の証明書発行の窓口を開設しています。

電子版証明書の発行操作支援を行っています。ただし、個人情報扱うため、操作の代行はできません。また、海外渡航用の証明書などが必要な人で、電子版証明書の利用が困難な人などを対象に、紙の証明書の発行申請を受け付けています。健康増進課 (☎ 71-1814)

●期間：1月19日(水)まで 8:30～16:30 (土・日曜日、祝日を除く)

●場所：保健センター(健康増進課)、市役所1階ロビー(総合案内前)

※1月20日(木)以降は、保健センターのみでの対応となります。

●発行費用：無料(スマートフォンの通信料は除く)



電子版証明書	次の①～③の 全てに 該当する人	①電子版証明書の発行におけるスマートフォンなどの操作に不安があり、家族や知り合いに協力を依頼することが難しい人 ②対応するスマートフォンを持参できる人 ※タブレットはマイナンバーカードの読み取りに対応していないので利用できません。 ③マイナンバーカードを取得している人
	持参するもの	スマートフォン(マイナンバーカードの読み取り「NFC Type B」に対応したiOS13.7以降またはAndroid8.0以降)、マイナンバーカード+4桁の暗証番号(券面事項入力補助用)、パスポート(海外渡航用のみ)
紙の証明書	次の①～③の いずれかに 該当する人	①海外渡航用の証明書が必要で、電子版証明書の利用が困難な人 ②医療従事者など接種記録書をお持ちで、予防接種済証が必要な人 ③予防接種済証や接種記録書を紛失した人
	持参するもの	運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証などの本人確認書類、接種券などの接種券番号が確認できる書類(紛失の場合は不要)、接種記録書(お持ちの人)

問い合わせ先

●アプリに関すること

デジタル庁ウェブサイト <https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccinecert>

●接種証明書の発行に関すること 健康増進課 ☎ 71-1814 (平日 8:30～17:15)

●マイナンバーカードに関すること 市民課 ☎ 82-1140 (平日 8:30～17:15)

